

令和5年度 福祉ボランティア専門研修事業 実施要綱

1 目 的

近年の複雑多様化する福祉課題に応えるため、ボランティアやNPO、当事者団体等が地域で様々な福祉活動を行っています。

このような活動に対し、より高い専門性をもった人材を育成することや団体の活動の充実・活性化を図ることを目的に「福祉ボランティア専門研修」を実施します。

2 実施方法

県内で活動している地域福祉活動団体(ボランティア団体、NPO法人、当事者団体、社会福祉法人等『以下「団体」という』)に対し研修企画案を公募し、目的に沿った団体等に研修業務を委託します。

3 応募資格

- (1) 団体等は非営利団体であること。(法人格の有無は問いません)
- (2) 応募しようとする研修内容と関連する事業や活動を実施していること。
- (3) 県内に主たる活動拠点があり、原則として1年以上の活動実績があること。
- (4) 応募団体は、原則10人程度以上の会員(構成員)があること。
- (5) 他の事業と混同することなく、実施計画、事業報告、領収書等証憑書類が正確に提出できる団体であること。

4 委託要件

次の要件を満たす専門研修を行う団体を対象とします。

- (1) 15時間程度の研修を行うこと。
- (2) 研修を実施する当該団体の会員(構成員)の専門性を高める研修であること。
- (3) 受講者数は10名以上とし、公募等により新たに5人以上受講者を確保できること。
- (4) 新規受講者は研修終了後、原則当該団体で活動することが見込めること。
- (5) 専門研修のテーマは、福祉分野での専門的なものであること。

【福祉分野の専門的な研修の例】

- *子育て：託児、読み聞かせ、不登校・ひきこもり支援、子育てサロン、子ども食堂 等
- *障がい者：障がい児・者の支援、移動サービス支援 等
- *高齢者：認知症介助、高齢者サロン、生活支援ボランティア 等
- *共通：家事支援、介護支援、傾聴技法、カウンセリング、コミュニケーション技術、地域通貨、サロンレクリエーション、フードバンク、クラウドファンディング 等

上記等を参考に組み立てをしてください。2つ以上の組み合わせでの取り組みでも構いません。
また、従来から実施されている手話や点字等に関する研修や他に助成を受けている研修への重複は除きます。

5 委託予定団体数

6団体程度

6 委託金額

委託金額は、1 団体 25 万円（消費税込）を上限とします。
応募数及びその内容により、1 団体の委託金額を決定します。

7 事業実施期間

契約の日から、令和 6 年 3 月 15 日（金）まで

8 応募期間及び方法

（1）応募期間

令和 5 年 5 月 31 日（水）まで（当日消印有効）

（2）提出する書類

- ① 福祉ボランティア専門研修事業実施申込書 … 別紙 1
- ② 企画書（実施計画書） … 別紙 2
- ③ 研修スケジュール及び研修内容 … 別紙 3
- ④ 事業費の積算（予算） … 別紙 4
- ⑤ 実施団体調書 … 別紙 5

（3）応募方法

下記応募先に応募期間内に郵送または持参してください（締切厳守）。期限内であっても書類不備の場合は受付できません。応募に関する経費は、申込者の負担となります。なお、提出された書類は返却しません。

9 委託先の選考・決定

- （1）書類選考 要件や内容が要綱に合致しているか等について書類選考をします。
- （2）審査会 書類選考を通過した応募団体には、審査会への出席についてお知らせします。
ただし、応募団体数が定数に満たない場合には、書類選考のみとします。
「福祉ボランティア専門研修審査会」
日時 令和 5 年 6 月 13 日（火）13 時 30 分～17 時 00 分
令和 5 年 6 月 14 日（水）9 時 30 分～12 時 00 分
※上記時間帯のうち、1 団体 30 分程度を予定しています。
書類選考を通過した団体には改めて日時をお知らせします。
場所 大分県総合社会福祉会館 会議室（1 階）
- （3）決定通知 審査の結果を 7 月中に文書により応募団体に通知します。

10 委託契約の締結（決定後の手続きをもって契約とします）

決定した団体は、大分県社会福祉協議会（以下「県社協」）と委託契約を締結します。

- （1）対象経費は、事業実施に必要な経費（謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、賃借料、会議費、保険料等）のみで、領収書等で確認ができるものです。通常の電話代や光熱水費等、団体活動費などへの支出は不可です。実績報告には領収書等の写しが必要となります。
- （2）委託料の支払いは、原則として事業完了後の精算払いとなりますが、受託団体の状況により、事前の概算払いをすることができる場合があります。
- （3）受託団体は、県社協の承認を得ずに業務を一括して第三者に再委託することはできません。

11 事業報告

- (1) 県社協は、事業の進行状況の報告を求めたり、視察を行ったりすることがあります。
- (2) 研修終了日から14日以内に、事業報告書等を取りまとめて提出してください。

12 お問い合わせ・応募先

社会福祉法人大分県社会福祉協議会 市民活動支援部 担当：中野

〒870-0907 大分市大津町 2-1-41

T E L 097-558-3373

F A X 097-558-1296

E-mail s_nakano@oitakensyakyo.jp

※申込書等の様式（WORD）が必要な方は、県社協ホームページから取得してください。